

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※10月21日時点の情報です。

市では、引き続き対策に取り組んでいきます。詳しくは、各担当へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。



二次元コードはこちら▶

障害福祉サービス事業所への支援

いずれも詳しくは、対象となる事業所へ11月上旬に送付する案内をご覧ください。

◎就労継続支援B型事業所へ補助金を支給

障害のある方などが就労訓練を行う事業所を対象に、工賃などを補助するため支給します。

◇支給額 利用者1人につき2万円

◎障害福祉サービス事業所へ給付金を支給

障害福祉サービスの継続を支援するため、感染予防に使用する物品などの購入経費として、給付金を支給します。

◇支給額 10万円

☆詳しくは、障害福祉係へ。

介護事業所への支援

介護保険サービスの継続を支援するため、感染予防に使用する物品などの購入経費として、給付金を支給します。

詳しくは、対象となる事業所へ11月上旬に送付する案内をご覧ください。

◇支給額

* 居宅サービス事業所 10万円

* 介護保険施設 30万円

☆詳しくは、介護保険係へ。

市内事業者応援金

緊急事態宣言などの影響を受け、売上げが減少した市内事業者の事業の継続や立て直しを支援するため、支給します。

なお、都の協力金などの対象となつている事業者は該当しません。詳しくは、申請要項をご覧ください。

◇対象 次のすべてに該当する事業者

* 国の月次支援金(※1/下記参照)、または、東京都中小企業者等月次支援給付金(※2/下記参照)を受給している

* 申請時に事業を営んでおり、申請後も事業を継続する意思がある

※法人は、令和3年10月1日以前から、本店の登記、または、事業所などが市内にある場合が対象です。

* 個人事業主は、3年10月1日以前から、昭島市民であり開業している、または、事業所などが市内にある場合が対象です。

◇支給額 1事業者につき10万円(1回のみ)

◇申請要項の配布 市役所産業活性課、東部出張所、あいぽつく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館、昭島市商工会(閉所休館日を除く/市ホームページからダウンロード可)

◇申請期限 4年2月28日(必着)

☆詳しくは、産業振興係へ。

事業者の方を対象とした月次支援金(国・都が支給)

いずれも、都の協力金などの対象となつている月は該当しません。

給付額は、売上げの減少額に応じて異なります。また、給付上限額は、法人であるか個人事業主であるかなどによって異なります。

※1 国の月次支援金

詳しくは、月次支援金事務局相談窓口 ☎0120-211-240 (毎日/午前8時30分~午後7時/050から始まるIP電話からは ☎03-6629-0479)へ問い合わせるか、経済産業省ホームページをご覧ください。



◇対象 令和3年の9月分の売上げが、前年または前々年の同月と比較して50%以上減少している事業者

二次元コードはこちら▶

※10月分も継続する予定です。
◇申請期限 11月30日(9月分)

※2 東京都中小企業者等月次支援給付金

詳しくは、東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター ☎03-6740-5984 (毎日/午前9時~午後7時)へ問い合わせるか、東京都ホームページをご覧ください。



二次元コードはこちら▶
◇対象 令和3年の7月分・8月分・9月分・10月分の売上げが、前年または前々年の同月と比較して30%以上減少している事業者
※酒類販売事業者は、2か月連続で15%以上減少している場合も対象です。

◇申請期限

* 7月分・8月分 4年1月14日

* 9月分 4年1月31日

* 10月分 4年2月28日